

第 2 次宇陀市行政改革大綱

宇 陀 市

平成 21 年 12 月

目 次

第 1 章 第 2 次宇陀市行政改革大綱の策定にあたって

- (1) これまでの行政改革の取り組み 1
- (2) 本市の財政状況 2

第 2 章 宇陀市の行政改革の基本方針

- (1) 行政改革の基本方針 5
- (2) 第 2 次行政改革大綱の期間 5
- (3) 取り組みの検証 5

第 3 章 第 2 次行政改革の具体的方策

- (1) 事務事業の見直し 6
- (2) 組織・機構の改革 7
- (3) 財政の健全化 7
- (4) 定員の適正化と給与の適正化 8
- (5) 住民協働と行政サービスの向上 8
- (6) 職員の育成と能力向上 8

第 2 次宇陀市行政改革大綱実施計画 11

第1章 第2次宇陀市行政改革大綱の策定にあたって

(1) これまでの行政改革の取り組み

本市では平成18年12月に「宇陀市行政改革大綱」を、平成19年3月に「宇陀市行政改革大綱実施計画」を策定し、平成18年度から平成21年度の4年間の行政改革の具体的に示した内容をもとに行財政の改革に取り組んできました。

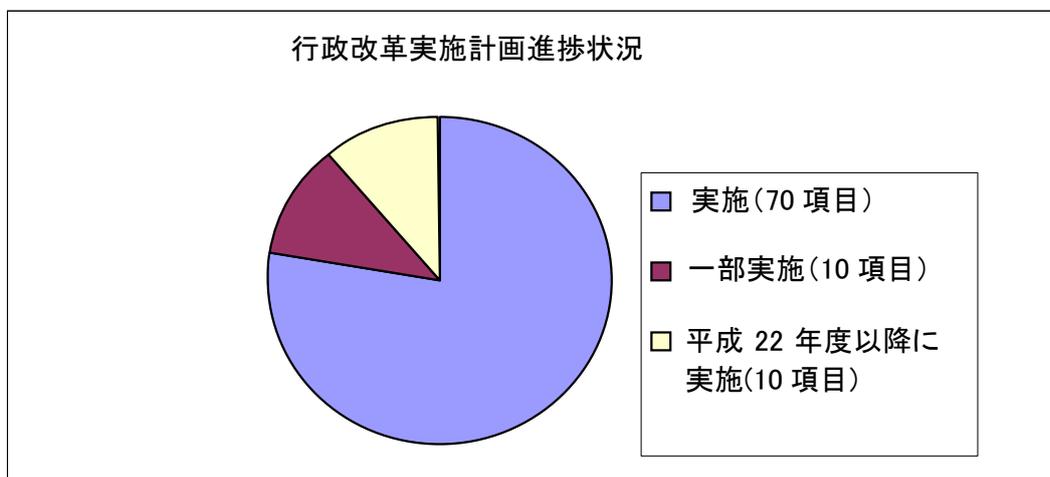
本市は、平成18年1月1日、大宇陀町・菟田野町・榛原町・室生村の4ヶ町村の合併により誕生しました。当初の行政改革大綱の中では、[地方分権^①](#)の時代にふさわしい自主的かつ自立的な行政運営、簡素で効率的な行政システムの構築を目指し、(1)事務事業の見直し、(2)組織・機構の改革、(3)財政の健全化、(4)定員の適正化と給与の適正化、(5)住民の協働と行政サービスの向上、(6)職員の意識改革の6つの重点項目を基に行政改革を進めてきました。

上記の中でも特に、財政の健全化については最重要課題として現在の危機的な財政状況の克服を図るための取り組みを展開してきました。

主要なものとして、現行計画事業の見直し、各種単独補助金の見直し、組織機構の見直し、公有財産の売却、受益者負担の見直し、区長制度の廃止、[普通会計^②](#)職員数の削減、特別職の報酬の削減、管理職手当の削減、職員給料の削減等に取り組んできました。4年間で約26億円の削減を目指しておりましたが、平成21年9月現在で目標額に達するものと見込んでおります。また、当初は行政改革に取り組んでも赤字になる見通しでしたが、平成20年度普通会計の決算においても黒字を達成することができました。

また下記の円グラフは、90項目ある行政改革実施計画の具体的な内容を平成20年度末現在の進捗状況を示した内容です。90項目中実施済み又は一部実施済の内容が80項目あります。

しかし、中には都市計画税の導入や普通財産の売却等、多額の効果額を見込んでいた内容が、平成21年度又は平成22年度以降へ先送りとなっています。今後それらに代わる効果を捻出していかなければなりません。



(2) 本市の財政状況

現在、国や地方において世界的金融不安による経済状況の悪化、雇用の減少、少子高齢化の進行、著しい情報化社会の進展、市民ニーズの多様化など社会経済情勢が大きく変化しています。本市では、町村合併により国からの[地方交付税](#)^③は維持されていますが、自主財源である市税は年々減少傾向にあり、苦しい財政状況が続いています。

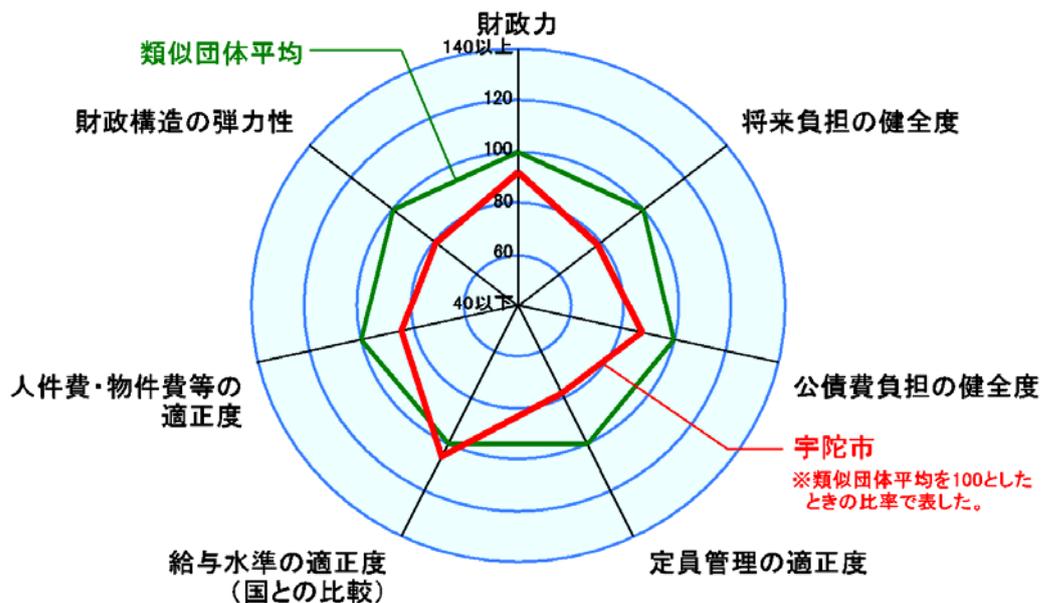
下記の財政比較分析表（表－1）は、現在の本市の行財政運営状況のうち、特に財政面で類似団体との比較を示したものです。

表 1：宇陀市と類似団体との財政比較分析表（平成 19 年度普通会計決算）

（総務省ホームページ「地方財政の状況／財政比較分析表」より引用）

項目	指標値	類似団体内 順位	宇陀市	類似団体			参考 H20 年度
				平均	最高	最低	
財政力	財政力指数 ^④	96/132	0.35	0.46	1.02	0.22	0.36
財政構造の弾力性	経常収支比率(%) ^⑤	129/132	104.7	94.8	82.7	107.0	102.3
人件費・物件費等の適正度	人口 1 人当たり人件費・物件費等決算額(円)	113/132	175,885	132,082	83,321	243,270	166,775
給与水準の適正度	ラスパイレス指数(国との比較)	44/132	93.9	95.6	68.0	101.8	93.9
将来負担の健全度	人口 1 人当たり地方債現在高(円)	121/132	998,646	556,512	223,788	1,600,966	981,408
公債費負担の健全度	実質公債費比率(%)	118/132	20.9	16.5	6.9	39.6	21.5
定員管理の適正度	人口 1,000 人当たり職員数(人)	124/132	14.73	9.75	5.06	17.41	14.24

【表 1－図】：類似団体の平均値を 100 としたときの宇陀市の指数（総務省公表資料）



以上のように本市は広い行政区域を持ち、合併後も旧町村時代からの多くの施設を有しているため、経常的な経費の抑制は困難です。公共施設の維持管理経費や補修費の増大、配置職員の確保など、今後大きな財政負担となることは、必至の状況といえます。

宇陀市の今後の財政見通しとしては、歳入面においては、[三位一体改革](#)⑥により税源移譲がなされたものの、税収は日本経済の状況の悪化や団塊世代の大量定年退職の影響もあり平成 19 年度以降毎年約 5 千万円が減少しており、平成 25 年頃には 30 億円を下回ると想定されます。地方交付税においても合併特例による増加分は平成 27 年度までで、その後は年々削減されるものと思われま

す。歳出面においては、平成 20 年度決算で、[公債費](#)⑦は約 42 億円となっており、平成 23 年の約 43 億円をピークに減少するものと想定していますが、[扶助費](#)⑧においては高齢化が進む本市では年々増加傾向にあり、やがて 15 億円に達するものと想定されます。

また人件費においては勧奨退職制度の導入により職員数の削減を図り、また職員給料や管理職手当のカットにより、人件費の削減に努めています。

以上のように、本市では大綱で提示された課題を達成すべく取り組んできましたが、今後も苦しい財政状況が予想されます。

したがって今後も「第 2 次宇陀市行政改革大綱」を策定し、一層効率的な行財政運営を進めていく必要があります。

また平成 19 年 6 月に総務省は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律を定めました。毎年度 ①実質赤字比率 ②連結実質赤字比率 ③実質公債費比率 ④将来負担比率の 4 つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することになりました。

早期健全化基準に該当すると、財政健全化計画を策定し、外部監査の指導を求めなければなりません。また財政再生基準に該当すると財政再生計画を策定し、計画について国の同意の手続きが必要となり、地方債の発行も制限されます。また国等の関与による確実な再生が求められ、地方自治体の独自の運営はできなくなります。

次項の（表—2）で示しているとおり、宇陀市の健全化指標は早期健全化の基準を下回っていますが、保養センター美榛苑事業の資金不足比率は、基準を大きく上回っております。今後は経営健全化計画を立て、議会の議決を得た後市民に公表し、確実に実行していかなければなりません。

また、他の[公営企業](#)⑨についても、独立採算の原則のもと、経営基盤の安定と市民に必要なサービスの確保のため、経営の現状及び将来の見通しについて再点検を行い、市の財政状況に負の影響を及ぼさないように経営の健全化と効率化が求められます。

(表-2):『平成20年度決算に基づく宇陀市の財政健全化指標』

【指標の見方】

※ 各指標の「早期健全化基準」「財政再生基準」については、いずれの数値についても、より小さい方が財政的に良好であると言えます。当然ながら「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」については「▲(赤字)」よりも「黒字」が最良であり、公営企業については「資金不足」が生じていないことが最良です。

NO.	指標名	内容	早期健全化 基準 (イエロカード)	平成20年度 宇陀市 決算状況	財政再生 基準 (レッドカード)
①	実質 赤字比率	普通会計の実質収支赤字額 <u>標準財政規模^⑩</u>	▲13.03%	0.99% (黒字)	▲20.0%
②	連結実質 赤字比率	全会計の実質収支赤字額 <u>標準財政規模</u>	▲18.03%	7.72% (黒字)	▲30.0%
③	実質公債 費比率 (3ヵ年 平均)	普通会計の公債費(元利償還 費)+ <u>特別会計^⑪・公営企業・一 部事務組合へ繰り出す公債費</u> <u>標準財政規模</u> のH18~H20の3ヵ年平均	25.0%	21.5%	35.0%
④	将来負担 比率	普通会計が負担すべき将来の 債務(全会計・一部事務組合の 負担義務のある残債、土地開 発公社の債務保証、負担義務 のある職員の退職金など) <u>標準財政規模</u>	350.0%	249.6%	なし
⑤	公営企業 における 資金不足 比率	公営企業等の内部留保資金 (流動資産)の不足額 <u>公営企業の営業規模</u>	▲20.0%	▲275.1% (保養センター美 榛苑事業分)	なし

第2章 宇陀市の行政改革の基本方針

(1) 行政改革の基本方針

合併直後の宇陀市において、第1次行政改革は何よりもまず危機的な財政状況からの脱却を急務とし、市民の皆様の協力を得る中で削減に取り組むことができました。

その結果として、計画策定時において予測されていた普通会計の赤字決算は、計画の4年間は回避できる見通しです。

しかし達成し得なかった課題も残されています。

例えば、各区それぞれに同種の施設が存在します。給食センターの統合、岩崎斎場の閉鎖、榛原護美センターの縮小等を進めてきましたが、依然として多くの同種施設が存在することで維持管理経費、職員や公用車の確保が必要となっています。

市民の利便性に欠ける場合もありますが、長期的な視野に立ち、市全体のバランスを検証し、市としての施設の位置づけを明確にし、配置を検討する必要があります。

一方、いつまでも削減するばかりの改革では、現在の市民の負託に応えることも、将来の明るい宇陀市の展望も描けません。

今回の第2次行政改革大綱は第1次大綱の基本的な考え方を踏襲しながら、効果的・効率的な行財政の運営体制を確立し、その充実の成果を、市民が地域を誇り住み続けたいと感じる、活力あるまちづくりを進めていくことを目的とします。

さらに行政経営の観点から、宇陀市の将来計画である総合計画に基づく「施策の実行」を目的とした改革を行い、市民への説明責任を果たせるまちづくりに取り組むことを基本方針として大綱を策定いたします。

(2) 第2次行政改革大綱の期間

今後の中長期的な財政収支を見通し行政改革を進める必要があることから、第2次の行政改革大綱は、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象とし、実施計画に基づき、具体的に改革を進めていきます。

(3) 取り組みの検証

第2次行政改革大綱を進めるために実施計画を作成し、実行に移します。そして、それぞれの取り組みが進んでいるか、効果が現れているかを検証し、取り組みそのものも改善しながら、改革を進めていきます。

第3章 第2次行政改革の具体的方策

近年、国や地方公共団体における財政状況は好転の兆しが見えず、その一方で市民ニーズの多様化、地域性の重視により全国一律的な行政サービスを実施することは難しくなっています。さらに地方分権の推進によって国・県主導から地方自治体の自主的な判断、責任による行政サービスの提供が求められるようになっていきます。

宇陀市ではこのような社会状況の変化を踏まえて、事業の見直し等以下の更なる行政改革を推進していきます。

(1) 事務事業の見直し

①事業の見直し

各種事業の実施において、常にコスト意識や行政経営感覚を意識しながら、費用対効果を考え、最小の経費で最大の効果が得られるように、「事業の選択と集中」の考えに立ち、見直しを推進していきます。

そのためには、新規事業を開始する場合は、事前評価制度を導入し、一定の評価を得られた事業のみを選択するシステムを構築していきます。

②施設の管理運営の見直し

第2次行政改革大綱では、一番大きな課題として施設の統廃合を積極的に進めていくこととします。

まず、老朽化した施設の改修や耐震化等については、利用状況や代替施設の有無等を調査し、機能や目的の重複した施設は整理・統合を視野に入れ検討します。また廃校跡で今後使用目的のない施設においては、年次計画を立て解体を進めていきます。

③広域行政の対応

行政の各分野にわたり、効率的、効果的な行政運営を展開していくため、広域的に取り組める業務については、共同で事務処理等を行う等、近隣市町村との連携の強化を図り、広域行政を推進します。

さらに、本市と県がそれぞれ担っている役割の現状と課題を検証したうえで、県と連携し協働の取り組みの推進を図ります。

(2) 組織・機構の改革

多様化する住民ニーズや社会経済情勢の変化に対応でき、市民にとって利用しやすく、分かりやすい、簡素で効率的な組織・機構の整備を進めます。

まず、総合計画の達成に向けて、市長を中心とした幹部職員により、市の政策・戦略を定期的に協議し、現状を見直し改善していくトップマネジメント機能の強化を図ります。

また合併により導入した地域自治区制度については、平成 23 年 3 月末で期間満了となるため、地域事務所の役割を見直し、新たな地域自治の仕組みを構築します。

(3) 財政の健全化

第 1 章でもふれましたが、宇陀市の財政状況は第 1 次行政改革大綱の策定時と比較して若干改善はしたものの、決して改革を緩める余裕はありません。今後も財政状況を公表して、住民の理解と協力のもと、自主財源の確保に努め、徹底的な経費節減を行い、財政基盤の強化に努めます。

そして宇陀市の総合計画に沿った将来像を実現できる施策を推進します。

①市税・使用料等の徴収率の向上

宇陀市の市税等の徴収率は、県内 12 市の中でも低い状況となっています。市民のニーズに幅広く対応するためには、市税や使用料収入等の確保は不可欠です。収納率の向上と滞納額の削減は、市の財政運営の健全化を図る上でも市民の負担の公平性を図る上でも最重要課題であり、税等の債権回収に本格的に取り組む必要があります。

平成 21 年 4 月に設置した徴収対策課において、滞納者に対する法的措置を講じ徴収強化に努めていますが、債権担当課との横断的な連携で滞納整理にあたっていくことが求められています。

②市有財産の売却の促進

宇陀市の遊休市有財産を売却することで財産収入の確保に努めます。

また廃校した施設の中で使用目的のない施設や老朽化した施設は順次解体を進め、財産管理のスリム化を図り、土地・建物・備品の正確な台帳整備を進めます。

③受益者負担の見直し

第 1 次行政改革では、適正な受益者負担となるように、各種証明手数料や施設使用料を見直しましたが、合併によりばらつきがあった使用料を統一したに過ぎません。今後は社会情勢に合わせて定期的に見直しを行い、また施設使用料の減免措置の廃止を検討します。

(4) 定員の適正化と給与の適正化

① 定員管理

組織・機構の見直しや、事務・事業の見直しを進めながら、適正な人事配置を行い、類似団体と比較検討しながら職員の採用計画をたて、宇陀市の行政運営に応じた定員管理に努めます。また、臨時職員の雇用を必要最小限に抑制します。

② 給与の適正化

職員の給与は、社会経済情勢や財政状況の変化に適応したものとなるよう、第1次行政改革に引き続き見直しを行います。

(5) 住民協働と行政サービスの向上

これまでの事務事業を見直し、民間で行えるものは民間に委ね、公共と民間の協働体制を構築し、地域の住民や民間企業等との連携を図り、住民サービスの向上に努めます。また住民への説明責任を十分果たし、情報の提供に努めます。平成23年3月末で期間満了となる地域自治区にかわり、行政と住民とが対話できる仕組みづくりを進めていきます。そして情報の共有を図り、互いの理解と信頼を高められるまちづくりを目指します。

(6) 職員の育成と能力向上

財政の危機的状況を把握し、徹底した経費節減や合理化を進め、財政の健全化に職員が一体となって取り組んでいきます。

また地方分権の時代にふさわしい、市の自主的・自立的な経営を実践し、複雑多様化する住民ニーズに柔軟に対応できるように研修制度を充実させます。また職員の適性や潜在能力を見出し、政策形成能力や創造的能力の向上を図り、職員一人ひとりが経営者の一員であるとの認識をもち、課題に積極的に取り組めるように、使命感や達成感が得られる職場環境を目指します。

《用語説明》

① 地方分権

「中央集権」の反対語としてできるだけ多くの権限を地方に分散すること。地方分権推進法においては、地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力することを踏まえつつ、各般の行政を展開するうえで国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものと基本理念が明確にされている。

② 普通会計

総務省の定める会計区分のひとつで、一般会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して自治体どうしが容易に財政比較できるように考えられた統計上の会計区分です。宇陀市では一般会計と住宅新築資金等貸付事業、霊苑事業、歯科診療所事業、土地取得事業の4つの特別会計を統合し純計したものをいう。また純計とは各会計間で繰り入れ、繰り出しなどお金の移動を行っている場合、これを単純に合計すると、繰り入れ、繰り出した額だけ規模が大きくなるので、この重複した分のお金の額を除いて合算することをいう。

③ 地方交付税

国税のうち所得税、法人税、酒税、消費税及び国のたばこ税のそれぞれ一定割合の額で、地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することが出来るよう、一定の基準により国が交付する税をいう。

地方交付税は、普通交付税と特別交付税に分かれており、普通交付税は地方交付税の主体をなすもので、各地方公共団体について、合理的基準によって算出したあるべき一般財源所要額としての基準財政需要額が、同じくあるべき税収入としての基準財政収入額を超える額（財源不足額）を基礎として交付される。一方の特別交付税は、普通交付税の補完的な機能を果たすものである。

④ 財政力指数

地方公共団体の財政力の強弱を示す指標として用いられるもので、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3年間の平均値である基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値が1以上の団体は、通常、普通交付税の不交付団体となり、合理的かつ妥当な水準での行政を行うための一般財源所要額は、当該団体の税収で賄える団体であるから、財政力指数が1以上の団体は、極めて財政力の強い団体といえることとなる。

⑤ 経常収支比率

地方公共団体の経常的経費（人件費、物件費、維持修繕費、扶助費、補助費等及び公債費などのうち臨時的なものを除いた経費）のために、経常一般財源（普通税、地方譲与税、普通交付税、利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの）がどれだけ充用されたかを示す比率をパーセントで表したものである。

⑥ 三位一体の改革

「三位一体」とは、(1)国庫補助負担金の廃止・縮減、(2)地方交付税の縮小、(3)地方への税源移譲、の三つを一体で行おうというもの。平成16年6月27日に閣議決定された小泉内閣の「骨太の方針第3弾」で、その内容が示された。

⑦ 公債費

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに要する経費の合計額のことをいう。

⑧ 扶助費

社会保障制度の一環として生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される経費である。

⑨ 公営企業

上水道事業その他の給水事業、下水道事業、病院事業その他地方公共団体が企業として経営する事業の総称である。

⑩ 標準財政規模

地方自治体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもの。（標準税収入＋各譲与税＋普通交付税＋臨時財政対策債）

⑪ 特別会計

特定の事業を行う場合または、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に、その経理を明確にするため、法律や条例に基づいて設置している会計をいう。

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

改革項目	項目番号	取組内容	第2次行政改革大綱 実施計画該当ページ	所管課	効果見込額(千円)
事務事業の見直し	A-1	現行計画事業の見直し	12	企画課・財政課	
	A-2	広域行政の見直し	12	全庁	
	A-3	各種補助金の見直し	12	全庁	
	A-4	消防団組織の見直しと自主防災組織の構築	13	危機管理課	21,000
	A-5	選挙時の投票箇所の見直し	13	総務課	
	A-6	宇陀市有償運送事業等の見直し	13	企画課	
	A-7	歯科診療所の運営の見直し	14	健康増進課	
	A-8	国保診療所の運営の見直し	14	健康増進課	
	A-9	喫茶事業の運営の見直し	14	室生福祉保健交流センターぬくもりの郷	
	A-10	下水道計画区域の見直し	15	下水道課	
	A-11	老朽化した施設の解体の促進	15	全庁	
	A-12	集会所と類似した施設の条例の見直し	15	関係課	
	A-13	指定管理者制度の見直し	16	関係課	
	A-14	保養センター美榛苑の運営の見直し	16	保養センター美榛苑	
	効果見込額(小計)				
組織・機構の改革	B-1	トップマネジメント機能の強化	17	関係課	
	B-2	同種施設・出先機関の合理化	17	関係課	
	B-3	教育委員会を本庁に戻す	17	人事課	
	B-4	仮称「児童福祉課」の設置	18	人事課	
	B-5	室生区人権交流センター関連施設の統合	18	人権施策課	40,000
	B-6	児童館・学童保育施設の運営の見直し	18	関係課	
	B-7	給食センターの統合及び民間委託の検討	19	教育総務課・各給食センター	
効果見込額(小計)					40,000
財政の健全化	C-1	自主財源等の確保	20	関係課	260,000
	C-2	市有財産の売却	20	関係課	
	C-3	公共施設使用料の見直し	20	関係課	
	C-4	都市計画税の導入	21	税務課・都市計画課	
	C-5	有料広告の活用	21	関係課	5,000
効果見込額(小計)					265,000
定員の適正化と給与の適正化	D-1	普通会計職員を5年間で10%削減する	22	人事課	400,000
	D-2	臨時職員及び嘱託職員の見直し	22	人事課	
	D-3	特別職の報酬削減	22	人事課	14,000
	D-4	管理職手当の削減	23	人事課	40,000
	D-5	職員給料の削減	23	人事課	210,000
	D-6	職員給料の見直し	23	人事課	
	D-7	時間外勤務手当の削減	24	人事課	10,000
効果見込額(小計)					674,000
住民協働と行政サービスの向上	E-1	広報・ホームページ・自主放送の活用	25	全庁	
	E-2	住民との協働による行政運営	25	全庁	
	E-3	地域協議会に代わる組織の構築	25	企画課	
職員の育成と能力向上	F-1	各種研修の実施	26	人事課	
合計効果見込額(千円)		【平成20年度決算との対比による5カ年の効果見込】			1,000,000

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	A-1	担当部署	企画課・財政課			
改革事項	現行計画事業の見直し					
取組内容	<p>新規事業は宇陀市の将来像を想定し、宇陀市総合計画に基づく事業のみとする</p> <p>新規事業は宇陀市の財政状況を勘案し、必要性・緊急性を見極め、再検討する</p> <p>新規事業においては、必ず施策評価を実施し、費用対効果が見込まれる必要事業のみの実施に限る</p>					
目標時期	平成	23	年	4	月	
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目		H22	H23	H24	H25	H26
施策評価導入の検討		→				
施策評価の実施		→				

項目番号	A-2	担当部署	全庁			
改革事項	広域行政の見直し					
取組内容	<p>周辺市町村との連携協力を強化し、広域的に取り組める業務については共同で事務処理を行うことにより、行政運営の効率化を推進する。</p> <p>奈良県とも連携し、市町村間協働の取り組みを推進する</p>					
目標時期	平成	22	年	4	月	
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目		H22	H23	H24	H25	H26
周辺市町村との広域連携の検討		→				

項目番号	A-3	担当部署	全庁			
改革事項	各種補助金の見直し					
取組内容	補助基準の明確化を図る					
目標時期	平成	23	年	4	月	
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目		H22	H23	H24	H25	H26
補助基準の見直し方針の策定		→				

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	A-4	担当部署	危機管理課			
改革事項	消防団組織の見直しと自主防災組織の構築					
取組内容	消防団員の見直しにより、部及び消防車両の統合を図る 自主防災組織結成を推進する					
目標時期	平成 22 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
現在の消防団組織の検証						
消防団の再編						
自主防災組織の拡充						

項目番号	A-5	担当部署	総務課			
改革事項	選挙時の投票箇所の見直し					
取組内容	投票区(38ヶ所)は、合併前の4カ町村の投票区を継続しており、選挙人の分布状況や投票区の交通の利便性等を踏まえ、投票区の見直しを行い、適正化を図っていく					
目標時期	平成 22 年 10 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
選挙区各投票箇所の見直し						

項目番号	A-6	担当部署	企画課			
改革事項	宇陀市有償運送事業等の見直し					
取組内容	有償運送事業等の利用状況を勘案し、更なる効率化を図る					
目標時期	平成 22 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
有償運送事業等の検証						
有償運送事業等の改善						

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	A-7	担当部署	健康増進課		
改革事項	歯科診療所の運営の見直し				
取組内容	民間歯科診療所の開設により、所期目的を達成したと思われるため、廃止を視野にいれた事業の検討を行う				
目標時期	平成 23 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
歯科診療所の経営状況の検証	→				
歯科診療所の運営の見直し					→

項目番号	A-8	担当部署	健康増進課		
改革事項	国保診療所の運営の見直し				
取組内容	市立病院の整備に伴い、国保診療所のあり方を見直す				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
国保診療所の検証					→

項目番号	A-9	担当部署	室生福祉保健交流センターぬくもりの郷		
改革事項	喫茶事業の運営の見直し				
取組内容	喫茶事業について民間活用を図るか自動販売機での対応を検討する				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
喫茶事業の見直し					→

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	A-10	担当部署	下水道課			
改革事項	下水道計画区域の見直し					
取組内容	下水道計画区域の見直しを図る					
目標時期	平成 24 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
下水道事業計画の検証	→					
下水道計画区域の見直し	→					

項目番号	A-11	担当部署	全庁			
改革事項	老朽化した施設の解体の促進					
取組内容	老朽化した施設を年次計画をたて解体する スクラップ&ビルドの徹底					
目標時期	平成 23 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
老朽化した施設の確認	→					
年次計画の策定・実行	→					

項目番号	A-12	担当部署	関係課			
改革事項	集会所と類似した施設の条例の見直し					
取組内容	地区公民館、自治公民館、集会所等の集会所と類似した施設の条例の見直し					
目標時期	平成 23 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
施設の現状の把握・整理	→					
集会所と類似した施設の条例の見直し	→					

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	A-13	担当部署	関係課		
改革事項	指定管理者制度の見直し				
取組内容	指定管理者制度を導入した施設について、点検・検証を行う 財団法人文化スポーツ振興団の指定管理者制度の業務の見直し				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
指定管理者制度の見直し					

項目番号	A-14	担当部署	保養センター美榛苑		
改革事項	保養センター美榛苑の運営の見直し				
取組内容	経営健全化計画に基づき経営健全化を図る 指定管理者制度の導入もしくは民間売却等を含めた抜本的な経営方針の見直し				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
経営健全化計画の実施					
美榛苑の抜本的な経営方法の見直し					

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	B-1	担当部署	関係課		
改革事項	トップマネジメント機能の強化				
取組内容	市の行財政運営・経営戦略全般について、協議・方針決定するための体制の強化を図る 各施策において部局を越えて横断的に協議する庁内検討会議の設置を検討する				
目標時期	平成 22 年 9 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
体制の強化 庁内検討会議の設置の検討	⇒				
	→				

項目番号	B-2	担当部署	関係課		
改革事項	同種施設・出先機関の合理化				
取組内容	施設の位置づけを明確にする 各種同種施設については、利用人数、利用状況、必要性を分析し閉鎖を含めて整理・統合を進める				
目標時期	平成 23 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
同種施設の現状分析	⇒				
施設の整理の実施		→			

項目番号	B-3	担当部署	人事課		
改革事項	教育委員会を本庁に戻す				
取組内容	教育委員会を本庁に戻すことにより、住民サービスの向上を図る				
目標時期	平成 22 年 9 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
教育委員会を本庁へ移動		→			

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	B-4	担当部署	人事課			
改革事項	仮称「児童福祉課」の設置					
取組内容	宇陀市として少子化に対応した部署の設置 就学前児童に関係した内容を掌握する部署の設置					
目標時期	平成 23 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
仮称「児童福祉課」の設置						

項目番号	B-5	担当部署	人権施策課			
改革事項	室生区人権交流センター関連施設の統合					
取組内容	室生区の人権交流センターと2集会所を1箇所に統合する					
目標時期	平成 25 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
室生区の人権交流センターを統合						

項目番号	B-6	担当部署	関係課			
改革事項	児童館・学童保育施設の運営の見直し					
取組内容	児童館事業の見直し・効率化 宇陀市で統一した基準に基づいた学童保育室を運営する					
目標時期	平成 25 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
児童館事業の検証・見直し						
室生3児童館の統合						
統一した学童保育の基準の作成・施設の確保						

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	B-7	担当部署	教育総務課・各給食センター		
改革事項	給食センターの統合及び民間委託の検討				
取組内容	2給食センターを1箇所へ統合し、業務体制の合理化、管理運営費の節減を図る 給食センターを統合後、調理業務及び配送業務の民間委託化を検討する				
目標時期	平成 22 年 9 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
給食センターの統合	—————▶				
調理・配送業務の民間委託化の検討				—————▶	

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	C-1	担当部署	関係課		
改革事項	自主財源等の確保				
取組内容	市税等の徴収強化(平成20年度対比、現年滞納率を20%改善させる。平成20年度対比、滞納繰越分の収入済額を20%増加させる) 市税等強制執行分の換価の促進 未収金の回収の強化				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
市税等の徴収の強化					
未収金の回収の強化					
強制執行の促進					

項目番号	C-2	担当部署	関係課		
改革事項	市有財産の売却				
取組内容	売却可能な市有財産の売却 土地・建物・備品の台帳整備				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
市有財産の売却					
土地・建物・備品の台帳整備					

項目番号	C-3	担当部署	関係課		
改革事項	公共施設使用料の見直し				
取組内容	公共施設の使用料の減免措置について廃止を含め検討する 受益者からの費用を徴収することにより、費用負担の公平性を図る				
目標時期	平成 24 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
使用料減免措置の廃止の検討					

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	C-4	担当部署	税務課・都市計画課			
改革事項	都市計画税の導入					
取組内容	都市計画税の導入の検討					
目標時期	平成 23 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
都市計画税の導入の検討						

項目番号	C-5	担当部署	関係課			
改革事項	有料広告の活用					
取組内容	宇陀市HP、広報うだ、自主放送、各種印刷物等への有料広告の掲載					
目標時期	平成 22 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
有料広告の活用						

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	D-1	担当部署	人事課			
改革事項	普通会計職員を5年間で10%削減する					
取組内容	退職補充採用職員は、前年度退職者の1/4以内とする 年金支給年度に連動させ、勸奨退職者制度を計画的に引き上げる					
目標時期	平成 23 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
勸奨退職制度の見直し						

項目番号	D-2	担当部署	人事課			
改革事項	臨時職員及び嘱託職員の見直し					
取組内容	一般事務・施設管理等の臨時職員の配置を再度見直し、なるべく雇用を削減する					
目標時期	平成 22 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
臨時職員及び嘱託職員の配置の見直し						

項目番号	D-3	担当部署	人事課			
改革事項	特別職の報酬削減					
取組内容	市長・副市長・教育長の報酬の削減					
目標時期	平成 22 年 4 月					
実施に向けた年度別活動計画						
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26	
特別職の報酬の削減の継続						

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	D-4	担当部署	人事課		
改革事項	管理職手当の削減				
取組内容	管理職手当の削減の継続				
目標時期	平成	22	年	4	月
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
管理職手当での削減の継続					

項目番号	D-5	担当部署	人事課		
改革事項	職員給料の削減				
取組内容	職員給料の削減の継続				
目標時期	平成	22	年	4	月
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
職員給料の削減の継続					

項目番号	D-6	担当部署	人事課		
改革事項	職員給料の見直し				
取組内容	技能労務職員の給料表の改正を検討する				
目標時期	平成	22	年	4	月
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
技能労務職員給料表の見直しの検討					

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	D-7	担当部署	人事課		
改革事項	時間外勤務手当の削減				
取組内容	ノ一残業デーの徹底 特別な理由がない限り、ノ一残業デーの時間外勤務は認めない。				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
ノ一残業デーの徹底	▶				

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	E-1	担当部署	全庁		
改革事項	広報・ホームページ・自主放送の活用				
取組内容	広報、ホームページ、自主放送を活用して、市民に行政情報の提供に努める 市の方針や市の財政情報を積極的に公表する				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
広報、ホームページ、自主放送の活用					

項目番号	E-2	担当部署	全庁		
改革事項	住民との協働による行政運営				
取組内容	市民の理解と協力を得るため、パブリックコメント(市民の声)を積極的に取り入れる 各種委員会や審議会等一般市民からの公募による登用の推進				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
パブリックコメントを取り入れるための体制づくり					

項目番号	E-3	担当部署	企画課		
改革事項	地域協議会に代わる組織の構築				
取組内容	地域協議会の廃止に代わる市民参加による開かれたまちづくりを推進するためのシステムを構築する				
目標時期	平成 23 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
地域協議会に代わる組織の検討					
地域協議会に代わる組織の構築					

第2次宇陀市行政改革大綱実施計画

項目番号	F-1	担当部署	人事課		
改革事項	各種研修の実施				
取組内容	政策形成能力や創造的能力の強化に重点をおいた研修 管理職を主体とした経営感覚を身につけるためのマネージメント能力の向上を図る研修の実施				
目標時期	平成 22 年 4 月				
実施に向けた年度別活動計画					
実施項目	H22	H23	H24	H25	H26
職員研修の実施					